

ドメスティックバイオレンス (DV) を受けていませんか

一人で悩まず、まずはお電話ください

健康福祉課子育て支援室 ☎ ㊟7221

■ドメスティックバイオレンスとは

配偶者、内縁の妻・夫、婚約者など親密な間柄にある人から一方的に受ける暴力をドメスティックバイオレンス (DV) といいます。暴力の形態は、殴る、蹴るといった身体的なものに限定されることなく、多岐にわたります。こうしたさまざまな暴力や相手を支配する行為によって、被害者が心身に深い傷を負うのはもちろん、そのすぐ近くにいる児童にも深刻な影響を及ぼします。

夫・パートナーからの暴力 ～ドメスティックバイオレンスの事例～

殴られたり、蹴られたり、髪の毛を引っ張られたり、首を絞められたりする。

物を投げて壊される。

子どもの目の前で暴力をふるわれる。(児童虐待になります)

生活費を制限される。「だれのおかげで生活できるんだ!」と責められる。

外出を制限される。実家や友人との付き合いを制限される。

人格を否定するような暴言を浴びせられる。

彼氏からの暴力 ～デートDVの実例～

電話やメールの履歴をチェックされたりアドレスを勝手に削除されたりする。

常に居場所を報告させられたり行動を制限されたりする。

自分を最優先しないと不機嫌になる。

「別れるなら死ぬ!」と脅される。

避妊に協力してくれない。

一緒にいても、なんだか苦しい、こわい、不自由と感じたら、それは暴力です。ガマンしないでください。あきらめないでください。一人で悩まず、まず相談してください。

鳥羽市女性相談・ストーカー相談
月・水・金曜日
午前9時～午後5時
女性相談専用 ☎ ㊟1276

不安な気持ちはよく分かります。しかし、近隣からの相談

「虐待かも」と思ったらどこに相談すればいいの? 児童相談所または健康福祉課子育て支援室へ相談してください。

子どもたちを守るために

子どもにわいせつな行為をする、またはさせること。

●性的虐待

子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴力を加えること

●身体的虐待

こどもの心を著しく傷つけること

●心理的虐待

子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど、保護者としての保護を怠ること

児童虐待の主な4つのパターン

●ネグレクト
子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど、保護者としての保護を怠ること

11月は児童虐待防止月間です

防ごう児童虐待 あなたの気づきが子どもを守ります

健康福祉課子育て支援室 ☎ ㊟7221

相談・通報 (通告) 窓口
児童相談所
☎ 0596 ㊟5143
健康福祉課子育て支援室
☎ ㊟7221



誰が通報できるの? 誰でも通報できます。虐待の通報は、法律により国民の義務と定められています。子どもへの虐待行為が子どもの心身に深刻な影響を与える前に、より早く発見して対処することが重要です。「ちょっとおかしいな」「虐待かも」と感じたときには、相談・通報 (通告) をお願いします。

談・通報は虐待の解決にとっても有効です。通報は匿名でもいいのでしょうか? はい、通報した人の秘密は守られます。